

社会福祉法人 真誠会 役員報酬等支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人真誠会（以下「本法人」という。）の役員等の報酬等に関する事項を定める。

(役員等)

第2条 この基準において役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬支払対象者及び報酬額)

第3条 本法人の役員等に対して、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、本法人の常勤職員として勤務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。

2 報酬の額は、別表1に定めるとおりとする。

(報酬の支払時期及び方法)

第4条 報酬は、役員等が該当の職務を執行した後に、法令の定めるところにより控除すべき額を控除して、金融機関への口座振込にて支払う。ただし、口座振込できないやむを得ない事情がある場合は、現金で支払うことができる。

(公表)

第5条 本法人は、この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この基準の改廃は、評議員会の承認を経て行わねばならない。

附 則

この基準は、平成29年6月12日より施行する。

別表1 (報酬の額)

(1) 理事

| 職務内容 | 日 額 |
|--------------------|--------|
| 理事会等会議への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 5,000円 |

(2) 監事

| 職務内容 | 日 額 |
|--------------------|--------|
| 監事監査、理事会等会議への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 5,000円 |

(3) 評議員

| 職務内容 | 日 額 |
|--------------------|--------|
| 評議員会への出席 | 5,000円 |
| 上記の他、法人・施設業務のための出勤 | 5,000円 |